

○宇城市学習用情報機器貸与規定〔教育総務課〕

(目的)

第1条 この規定は、ICTを利活用した教育を進め、教育の質の向上を図るため、宇城市立小中学校（以下「市立学校」という。）に在籍する児童生徒に対して、市の管理する学習者用情報機器及びその付属品（以下「貸与物品」という。）の貸与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(貸与物品の種類及び貸与対象者)

第2条 貸与物品及びその貸与対象者は、別表のとおりとする。

(事務)

第3条 宇城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、児童生徒の在籍する市立学校を通じて、貸与物品を貸与する。

2 教育委員会は、市立学校の校長（以下「校長」という。）に、学校における貸与に関する事務を行わせるものとする。

(管理)

第4条 教育委員会及び校長は、貸与物品の貸与状況を常に明らかにするために管理台帳を備えなければならない。

2 校長は、貸与物品の貸与状況に異動が生じたときは管理台帳に記載する。

(貸与期間)

第5条 貸与物品の貸与期間は、貸与決定日から卒業年の2月末までとする。

(貸与料)

第6条 貸与物品の貸与に係る費用は、無償とする。

(貸与の申請)

第7条 貸与物品の貸与を受けようとする者は、学習者用情報機器借用申請書及び承諾書（様式第1号）を校長に提出しなければならない。

(貸与の決定)

第8条 校長は、前条の申請があったときは、当該書類を審査し、貸与の可否を決定するものとする。

(貸与物品の変更)

第9条 校長は、必要があると認めるときは、前条の規定により貸与を受けた者（以下「利用者」という。）に貸与した貸与物品を変更することができる。

(貸与物品の取扱)

第10条 利用者は、貸与物品について善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

2 利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 貸与物品を、他者に使用させ、又は転貸すること。
- (2) 貸与物品を、売却、担保の設定、廃棄又は故意に破損すること。
- (3) 貸与物品を、学校から指示された用途以外に使用すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、貸与物品の目的に反すること。

3 利用者は、教育委員会又は校長から貸与物品の管理運営にあたり必要な指示があった場合は、その指示に従うものとする。

(遵守事項)

第11条 前条に規定するもののほか、利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 貸与物品を用いたデータ等の受発信について、利用者の責任において行うこと。
- (2) 必要に応じて、教育委員会又は校長が貸与物品の利用履歴（インターネットの利用履歴を含む。）を確認することに同意すること。

(充電及びインターネット通信に係る経費)

第12条 利用者は、貸与物品の使用にあたり、次に掲げる経費を負担しなければならない。

- (1) 宇城市立学校以外の場所における貸与物品の充電に係る経費
- (2) 宇城市教育ネットワーク以外のインターネット通信に係る経費

(亡失又は毀損の届出)

第13条 利用者が貸与物品を亡失し、又は毀損したときは、直ちに利用者は学校に報告するとともに、亡失・毀損届（第2号様式）を校長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、当該事由が利用者の故意又は重大な過失によるものと認められるときは、利用者は修繕費等の貸与物品の原状復旧に要する費用又は対価を弁償しなければならない。

(損害賠償)

第14条 利用者は、貸与物品の使用にあたり、利用者の責に帰すべき事由により教育委員会又は第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償する責任を負う。

2 前項の場合において、利用者の故意又は過失により個人情報等の漏えい等の事故が生じた場合は、市は、その責任を負わないものとする。

(貸与決定の取消し)

第15条 校長は、第5条の貸与期間中であっても次の各号のいずれかに該当するときは、貸与決定を取り消すことができる。

- (1) 利用者が、貸与された学校の児童生徒でなくなったとき。
- (2) 利用者が、第10条及び第11条の規定に違反したとき。
- (3) 利用者が、貸与物品に代わる自己の情報端末を使用することなどにより貸与物品が不要になったと認められるとき。
- (4) 貸与物品の管理運営において特別な事情が生じたとき。

(貸与物品の返却)

第16条 利用者は、第5条により教育委員会が定める貸与期間終了日までに、貸与物品を返却しなければならない。

2 利用者は、前条による貸与決定の取消しを受けた場合は、校長が別途定める日までに貸与物品を返却しなければならない。

3 利用者が、貸与物品を返却日までに返却せず、校長からの督促にも応じない場合は、利用者は貸与物品の価額を弁償する責任を負う。

4 校長は、第1項又は第2項の規定により貸与物品が返却されたときは、貸与物品が正常に作動すること及び毀損箇所がないことを確認するものとする。

(連帯保証)

第17条 利用者の保護者は、この規定に基づき、利用者が負担する一切の債務について連帯して保証する。

(事務手続きの代行)

第18条 貸与物品の貸与に関する事務は、校長が指名した者に行わせることができる。

(補則)

第19条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

貸与物品の種類	貸与対象者
学習者用タブレット モバイルルーター	宇城市立小中学校に在籍している児童生徒 宇城市立小中学校に在籍している児童生徒のうち、インターネットを使用した家庭学習を行う上で必要と校長が認める児童生徒